

特別養護老人ホーム りんごの郷
短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

「りんごの郷」重要事項説明書

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人ジェイエー長野会 |
| (2) 法人所在地 | 長野県長野市大字南長野北石堂町 1177-3 |
| (3) 電話番号 | 026-223-0533 |
| (4) 代表者名 | 理事長 上原 孝義 |
| (5) 設立年月日 | 平成7年4月 |

2. 利用施設

- | | |
|--------------|--|
| (1) 施設の種類 | 指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護 |
| (2) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム りんごの郷 |
| (3) 施設の所在地 | 長野県長野市大字穂保字町裏207番地1 |
| (4) 電話番号 | 026-296-1165 |
| FAX 番号 | 026-296-1788 |
| (5) 施設長名 | 関 正行 |
| (6) 当施設の運営方針 | 地域住民が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう機能訓練及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。 |
| (7) 開設年月日 | 平成14年12月 |
| (8) 入所定員 | 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 12名 |

3. 設備の概要

居室 4人部屋(3)、一般浴室(1)、特殊浴室(1)、
医務室(1)、静養室(1)、食堂(1)、機能訓練室(1)、相談室(1)、
面会室(1)

4. 職員の配置状況

施設長(1名)、介護支援専門員(2名)、介護職員(30名程度)、看護職員(5名)、管理栄養士(1名)、生活相談員(1名)、事務員等(3名)、
機能訓練指導員(1名)

5. 当施設が提供するサービスの内容

(1) 利用者の自立の支援と日常生活上の援助

- | | |
|-----------|----------------------------|
| ①入浴 | 自立に向けて必要な援助または清拭を行います。 |
| ②排泄の介助 | 自立に向けて必要な排泄の援助とオムツ交換を行います。 |
| ③日常生活上の介助 | 離床、着替え、整容その他日常生活上の援助を行います。 |
- ※利用者の希望に応じて、同姓介助に配慮させていただきますが、勤務の関係上、必ずしも希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

(2) 食事の提供

栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好かつ、利用者の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂や談話室で行います。

(3) 生活リハビリ訓練

利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活を送る上で必要な生活機能維持のための生活リハビリ訓練を行います。

(4) 相談及び援助

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者またはその家族の相談に応じると共に必要な助言・援助を行います。

(5) 健康管理

利用者の健康状況を注意すると共に健康保持のため血圧測定、体温測定を定期的に行います。

6. 利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金と食費、滞在費（多床室・従来型個室）の自己負担額及び、サービス提供体制強化加算、夜勤職員配置加算、処遇改善加算Ⅰが加算額となります。

（詳細は別表のとおり）

(2) 介護保険給付対象外サービス

①実費となるもの

☐特別な食事（施設で提供する一般食以外であり、希望により実施）

☐理美容代、クリーニング代、電気代（例：テレビ、パソコン、冷蔵庫、電気毛布、電気あんか、エアーマット等）、クラブ活動、各種レクリエーション行事参加、その他個別サービスに関わるもの

☐通常の送迎実施地域を越える交通費として、1kmあたり40円

(3) 利用料金のお支払い方法

1ヶ月ごとに計算し13日前後に前月分の請求書を発行して、20日までに銀行振り込みでお支払いしていただきます。

なお、指定金融機関（※ながの農業協同組合・八十二銀行）からの口座引き落としも可能です。（口座振替手数料が別途かかります。）

※ながの農業協同組合以外の農業協同組合では口座引き落としはできません。

(4) 領収書の発行

事業者は、利用者よりお支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。

7. 契約の終了

(1) 当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めてありません。以下の事由がない限り継続してサービスが利用できます。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により非該当（自立）と認定された場合
- ③事業者が解散命令をうけた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥利用者からの中途解約・契約解除の場合

(2) 利用者からの申し出による解約

- ①介護保険給付対象サービスの利用料の変更に同意できない場合
- ②事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業者からの申し出による解約

- ①利用者が、契約締結時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者が事業所に支払うべき料金を正当な理由なく1ヶ月以上延滞し、催告しても7日以内に支払われない場合
- ③利用者またはその家族が、事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

8. 非常災害対策

施設の防災計画に基づき防災訓練を実施し、非常時の災害に備えています。別紙災害リスクや災害対応の説明及び確認をさせていただきます。

9. 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 面会 午前8時～午後7時30分となっております。感染対策時は面会制限をさせていただく場合があります。お越しいただいた際は、面会票のご記入をお願いします。
- (2) 外出・外泊 ご希望の際は所定の届出用紙にご記入ください。
- (3) アルコール類 ご希望により、ご持参いただけます。
- (4) 喫煙 火災予防のため、施設内禁煙となっております。
- (5) 金銭・貴重品の管理 紛失、損傷を防ぐため持ち込まないようお願いします。尚、紛失等発生した場合、施設では責任をおいかねますのでご了承下さい。

- | | |
|-------------|--|
| (6) 宗教・政治活動 | 自由ですが、他の人の迷惑、トラブルにならないようにお願いします。 |
| (7) 電化製品 | 個人スペースの範囲内でのお持込は自由ですが、電気代をいただきます。 |
| (8) その他嗜好品 | 食中毒やノロウィルス等の予防の為、年間通しての対応として、自宅で手を加えられた食品（漬物や購入したものをタッパーに移す事等も含め）については、当日のみの保存とします。購入した食品については賞味・消費期限表示にしたがって保存し、適宜お出し致します。尚、上記の期限が過ぎましたら、処分させていただきますので予めご了承願います。誤嚥・窒息予防の為、持参時に食べたもの以外については、必ず職員へお預け下さい。自己管理を希望される場合は誤嚥による窒息等のリスクの説明を行い、承諾をいただきます。又、ご希望に応じて出前や外食も可能です。 |

10. 実習生受け入れについて

当施設は後進育成という社会使命として、教育機関の要請により実習生を受け入れています。

実習受け入れ責任者

サービス支援課 課長（生活相談員） 山崎 裕美

実習受け入れ担当者

課長代理	藤澤 克	介護係長	込山 敬
看護係長	小山 玲子	管理栄養士	新開 由紀子

11. サービス内容に関する相談・苦情

当施設内苦情解決責任者

施設長 関 正行

当施設内苦情相談窓口

相談窓口	生活相談員	山崎 裕美
	介護支援専門員	桑原 周一
電話番号	026-296-1165	

相談窓口	苦情解決第三者委員	
	(代表) ながの農業協同組合代表理事組合長 宮澤 清志	
電話番号	026-224-0550	

サービス利用後の苦情相談窓口

相談窓口	生活相談員	山崎 裕美
電話番号	026-296-1165	

施設外苦情相談窓口

相談窓口 長野県国民健康保険団体連合会介護保険苦情処理係
電話番号 026-238-1580

相談窓口 長野市保健福祉部介護保険課
電話番号 026-224-7891

相談窓口 長野市社会福祉協議会（福祉サービス運営適正化委員会）
電話番号 0120-28-7109（苦情相談）
026-226-2210（事務局）

※ 万が一、意見や苦情を申し出たことにより、不利益な扱いを受けた場合は、施設として責任ある対応をさせていただきますのでその旨を責任者に申し出てください。

1 2. 事故発生時の対応

利用者に対し、サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに家族等に連絡すると共に、必要な処置を行います。

1 3. 協力医療機関

名称 特定医療法人新生病院
所在地 長野県上高井郡小布施町大字小布施851
電話番号 026-247-2033

名称 長野市民病院
所在地 長野市大字富竹1333-1
電話番号 026-295-1199

名称 独立行政法人国立東長野病院
所在地 長野市上野2丁目477
電話番号 026-296-1111

名称
所在地
電話番号

1 4. 第三者評価について

評価確定日 2024年 3月21日
評価機関 一般社団法人 しなの福祉教育総研
評価結果 <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

短期入所料金表

1.短期入所サービス

(1) 【併設型】短期入所生活介護費（1日あたりの単位数）

	単位数
要介護1	6 0 3
要介護2	6 7 2
要介護3	7 4 5
要介護4	8 1 5
要介護5	8 8 4

(2) 加算について（1日あたりの単位数）

サービス提供体制加算Ⅰ	2 2
夜勤職員配置加算Ⅲ	1 5
送迎加算	1 8 4（片道）
機能訓練指導体制加算	1 2
療養食加算	8(1回)（該当者のみ）
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数×14.0%

(3) 介護報酬の地域区分による報酬単価

1単位当たり10.17円

(4) 滞在費および食費について（1日あたり自己負担額：円） ※詳細の利用料金表は別紙

負担段階	滞在費(1日分) 多床室	滞在費(1日分) 個室	食費(1日分)
第1段階	0円	380円	300円
第2段階	430円	480円	600円
第3段階①	430円	880円	1,000円
第3段階②	430円	880円	1,300円
第4段階	915円	1,231円	1,500円

※第4段階の食費は、朝食300円、昼食（おやつ代含む）700円、夕食500円の合計1,500円になります。（おやつのみ提供の場合も700円になります）

2.介護予防短期入所サービス

(1) 【併設型】 介護予防短期入所生活介護（1日あたりの単位数）

	単位数
要支援1	4 5 1
要支援2	5 6 1

(2) 加算について（1日あたりの単位数）

介護予防サービス提供体制加算Ⅱ	1 8
送迎加算	1 8 4（片道）
機能訓練指導体制加算	1 2
療養食加算	8(1回)（該当者のみ）
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数×14.0%

(3) 介護報酬の地域区分による報酬単価

短期入所生活介護と同じ

(4) 滞在費および食費について（1日あたり自己負担額：円）

短期入所生活介護と同じ

令和7年4月 改訂